

2026年6月2日

SAAJ NEWS RELEASE

のれんに関する情報要請に対するコメントの提出について

公益社団法人日本証券アナリスト協会（会長：鳥海 智絵）の企業会計研究会（座長：秋葉 賢一 早稲田大学 名誉教授）は、公益財団法人財務会計基準機構 企業会計基準諮問会議が2026年4月1日に公表した情報要請「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」（以下、本情報要請）について、2026年6月2日にコメントを提出しました。

企業会計研究会は、1977年3月に設立された当協会の常設委員会であり、財務諸表利用者であるアナリスト・投資家及び学識経験者の11名の委員で構成されています。

本情報要請は、のれんの非償却の導入等を支持する理由、支持しない理由及び判断に当たり考慮すべき観点に焦点を当てており、本情報要請に記載されている理由等に追加すべき点がある場合に、コメントの提出を求めるものです。また、のれんの非償却の導入等の賛否そのものに関するコメントを要請するものではありません。

企業会計研究会では、本情報要請の趣旨を踏まえ、委員からコメントを募集し、取りまとめうえで企業会計基準諮問会議に提出しました。この際、本情報要請の趣旨に沿うコメントはすべて採用したことから、各質問に複数のコメントが含まれている場合があるほか、見解が分かれている場合には両論を併記する形で、合計15件のコメントを提出しております。

なお、提出したコメントは、日本証券アナリスト協会の立場を代表するものではありません。

企業会計研究会が提出したコメントについては、別紙をご参照ください。

以上

本件に関するお問い合わせは下記まで

SAAJ 公益社団法人
日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1200

担当：企業会計第2部長 土谷 敬

情報要請「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」 について提出したコメント

※以下は、公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会が、本情報要請のコメント提出フォームを通じて提出した 15 件のコメントを取りまとめたものです。

なお、小見出し（例：コメント 1-1（無形資産の減価パターンの多様性と定期償却の不適合））は、便宜的に記載しているものであり、提出したコメントには含まれておりません。

質問 1：のれんの非償却の導入を支持する理由

のれんの非償却の導入を支持する理由として、本文書第 20 項に挙げた理由（A-1 から A-6）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

コメント 1-1（無形資産の減価パターンの多様性と定期償却の不適合）

無形資産の減価パターンは、有形固定資産の物理的摩耗を前提とする減価とは本質的に異なる。近年、無形資産で稼ぐ企業が増加しており、有形固定資産で稼ぐことを前提に設計された定期償却は、企業の実態に必ずしも適合しない。有形固定資産は物理的摩耗や技術的陳腐化を踏まえ、定額又は定率で償却することが合理的である。一方、のれんを含む無形資産には物理的摩耗がなく、「顧客資産」「ブランド価値」など法定耐用年数がないものも多い。その減価パターンは多様であり、価値が長期に維持される場合も、急激に低下する場合もある。このため、固定した年数で定額償却する方法は実態と乖離する可能性が高く、非償却としたうえで毎期減損テストを行う方が適切である。

コメント 1-2（減損会計・ガバナンスの問題と非償却批判の切り分け）

のれん非償却に対して、「Too Little Too Late」として減損認識が遅れ、少額になるとの批判があるが、その原因は非償却にあるのではなく、減損会計の基準や運用、及びガバナンスの問題である。日本では、減損の兆候がなければ減損テストが行われず、欧米に比べ減損認識が遅れる傾向がある。また、買収を実行した経営陣が失敗を認めたくないことにより、のれんの減損が先送りされる可能性もある。これは会計基準そのものではなく、社外取締役・監査役や監査法人による監督・監査の在り方の問題である。のれん非償却により無形資産の比率が高まっても、ROE や ROA が安定的に高ければ問題はなく、比率が高く収益性

が低い場合には、必要な減損が行われていない可能性を示唆する。したがって、非償却の是非ではなく、減損基準の見直しと監査・ガバナンスの強化が重要である。

コメント 1-3（経営管理で用いられる KPI との整合性）

企業が経営管理目的で事業別の業績評価に用いる KPI は、「のれん償却前利益」であることが多い。すなわち、多くの企業では、管理会計上、のれん償却を考慮しない利益指標を用いて意思決定や業績評価を行っている。一方、財務会計では、のれん償却を反映した利益が開示されており、社内で実際に用いられている管理指標と外部報告との間に乖離が生じている。企業が実際に経営管理で重視している成果を、外部開示においても反映させることは、投資家にとっての理解可能性・有用性を高める観点から望ましい。このような観点から、のれんは償却せず、経営管理で用いられている指標と整合的な利益情報を提供すべきである。

コメント 1-4（自己創設のれん問題と非償却論の切り分け）

「自己創設のれんを計上することになるため、のれん非償却に反対」との意見があるが、買入のれんは計上し、自己創設のれんは計上しないのは、その測定・評価が困難で、バランスシートの信頼性を損なうおそれがあることを背景とした便宜的措置であると考えられる。一方、買入のれんは取得原価に基づく測定が可能で資産計上が認められているが、その後の評価は同様に困難な無形の資産である。そのため、非償却としたうえで毎期減損テストを行い、資産の信頼性を確保すべきである。なお、自己創設無形資産であっても、自社利用ソフトウェアのように測定可能なものは資産計上が認められている。インターネットサービス登録者数 X 人、有料 SaaS 契約 Y 人といった無形資産を基礎に収益を生む企業が増加する中、自己創設無形資産の範囲見直しは、非償却とは切り分けて別途検討すべき課題である。

質問 2：のれんの非償却の導入を支持しない理由

のれんの非償却の導入を支持しない理由として、本文書第 21 項に挙げた理由（B-1 から B-11）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

コメント 2-1（費用認識の遅延と非償却モデルの限界）

のれん償却の是非は、本質的にはのれんに係る費用認識のタイミングの問題である。のれん非償却を採用する場合、減損テストの限界により減損損失の認識が遅延する（too late 問題）とともに、減損認識前の期間においては資産及び利益剰余金が過大に計上され、企業の財政状態及び経営成績を忠実に表しているとは言い難い。その結果、不適切に積み上がるの

れん残高により、投資家は長期間にわたり過大なリスクに晒される。IFRSはこの問題に対し開示の拡充で対応しようとしているが、費用認識のタイミングの問題を開示で補完するものであり、実質的には投資家への負担転嫁にとどまる可能性がある。さらに、償却期間の見積りの困難さを理由として償却の有用性を否定するのであれば、非償却ではなく即時費用化すべきである。支出と費用認識のタイミングの乖離が長期化するほど、費用情報の有用性は低下するためである。

コメント 2-2（減損認識の不透明性と予測可能性の低下）

非償却を支持しない最大の理由は、減損認識の背景やタイミングが利用者から見えにくくなり、業績予想の不確実性を高める点にある。減損は将来キャッシュ・フロー見積りの変更に依存するため、対象事業を推測できたとしても、減損の計上時期を合理的に予測することは困難である。また、全社的に想定以上の利益が生じ得る局面において、ある事業について一過性の損失として減損を計上することで、利益平準化に利用されるおそれも否定できない。その結果、M&Aの成否や経営責任の所在が財務諸表利用者から見えにくくなる。財務諸表利用者の観点からは、のれんに係る費用が規則的に認識される現行の償却モデルの方が、業績予想に織り込みやすく、企業間比較やM&A後の成果検証にも資する。したがって、非償却の導入は、情報価値の向上よりも、減損認識の不透明性による予測困難性の増大をもたらす懸念が大きい。

コメント 2-3（優劣が明確でない状況における現状維持の合理性）

のれんの非償却の導入については、財務諸表作成者、利用者及び学識経験者の間で意見が分かれており、償却と非償却の優劣は明確に示されていない。特に、財務情報の基本的な質的特性である「忠実な表現」の観点からも、十分な根拠が得られていない。非償却の導入は国際的な「比較可能性」を高める側面を有するが、「比較可能性」は補強的な質的特性にとどまるため、これのみを根拠とした会計基準の改正については、社会的コストを踏まえた場合、その合理性及び正当性に疑問が残る。IASBは2022年11月に、収集した広範な証拠を踏まえて、従前の決定を変更するに足る説得力のある論拠は示されなかったとして、減損のみのアプローチを維持する暫定決定を行った。これは、意見が分かれる状況下で、社会的コストを伴う変更を避け、現状維持を選択したものと理解できる。我が国においても、同様の観点から現行の償却を維持する判断には合理性があると考えられる。

コメント 2-4 (未解決の減損問題下での非償却導入の不適切性)

IFRS 会計基準におけるのれんの非償却モデルでは、「減損損失の認識時期が遅すぎる又は金額が少なすぎる (too little, too late)」という問題が指摘されている。この点については、IASB において開示の拡充等による対応が検討されているものの、現時点では審議は完了しておらず、当該問題に対する有効な解決策が確立されたとはいえない。こうした状況下で、既に問題点が認識されている会計処理を我が国に導入することは慎重であるべきであり、そのまま非償却モデルを採用することには合理性が乏しいと考えられる。仮に、日本が先行して当該問題に対応したうえで非償却を導入することも考えられるが、その場合には非償却の根拠の一つとされる国際的な比較可能性が損なわれることとなる。したがって、現時点において非償却の導入を行うことは、いずれの観点からも適切とはいえない。

コメント 2-5 (減損のみのアプローチにおけるガバナンス上の問題)

実証研究によれば、のれんを非償却とした SFAS 第 142 号導入後、のれんの減損損失の認識が遅延する傾向や、減損判断に有利な監査人を選任する行動が観察されており、減損会計が経営者の裁量に依存する構造を有することが示唆されている(野間幹晴「のれんの会計基準：事象研究の観点から」、『金融・資本市場リサーチ』第 22 号)。このような状況で非償却を採用する場合、減損が適時・適切に行われなければ、過大なのれんが長期間計上され、財務諸表が経済実態を適切に反映しないおそれがある。その結果、利用者に提供される情報の信頼性及び有用性が損なわれる可能性がある。したがって、減損のみのアプローチである非償却の導入を検討するには、減損の適時認識を担保する実効的なガバナンス上の措置が不可欠であるが、現時点ではそのような具体的方策は十分に示されていないため、導入には慎重であるべきと考えられる。

コメント 2-6 (のれんの混在性と非償却による費用認識の遅延)

企業結合で認識されるのれんは、取得対価から識別可能純資産の公正価値を控除した残余として測定され、個別に識別認識できない将来便益を表す資産である。したがって、のれんには、継続企業体要素や期待シナジーに加え、識別可能無形資産(顧客関係、ブランド、仕掛研究開発等)の認識・測定の限界により未分離となった要素や、取得競争に伴うプレミアム等が混在し得る。さらに、測定例外等に起因する差額も残余として含まれ得るため、このような構造の下では、PPA により識別可能な資産を可能な限り分離して認識することが重要である。しかし、これらの区分が困難な状況で、のれんを非償却とし減損のみに依拠する場合、のれんに含まれる費消性の要素やプレミアムが適時に費用へ反映されず、取得対価の回収状況や投資成果に関する情報が不十分となるおそれがある。このため、非償却モデルは、のれんの経済実態を十分に表現できない可能性がある。

コメント 2-7（シナジーの裏付けの乏しいのれんと情報の不透明性）

MBO やカーブアウト等において SPC が買収主体となる場合、取得価額には事業の実態的なシナジーではなく、資本構成や取引スキームに起因する要素が含まれることがある。このような場合、のれんには明確な超過収益力やシナジーに裏付けられない要素が含まれる。非償却モデルの下では、これらの要素が減損に至るまで資産として計上され続けることとなり、のれんの残高が企業の経済実態を適切に反映しない可能性がある。その結果、投資家にとっては、のれんの価値の源泉や持続可能性を把握することが困難となり、企業価値評価や M&A の成果の分析に支障が生じるおそれがある。この点において、非償却モデルは、のれんの構成要素の不透明性を拡大させ、財務情報の有用性を低下させる懸念がある。

質問 3： のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由

のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由として、本文書第 22 項及び第 23 項に挙げた理由（C-1 から C-4、D-1 から D-4）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

コメント 3-1（支持しない理由：償却・非償却の選択に係る規律の困難性）

選択制は、企業の実態に合わせた柔軟性が増加するという意見がある。これは、のれんの減価がある場合は償却とし、減価がない場合は非償却とすることにより、企業の実態をより正しく投資家に伝えることができるという考え方であると思われる。しかし、自己創設のれんとの入替を排除し、買入のれんの減価がないことを示すことは無理があることから、規律をもって償却と非償却のいずれかを選択することは困難であると考えられる。このため、選択制を導入することは、合理的とはいえず、支持しない。なお、IFRS や米国基準においても償却・非償却の是非についての議論は行われてきたが、選択制は採用されていない。この背景には、のれんの費用認識の在り方について明確な基準がないまま企業の判断に委ねることの困難性、すなわち選択に係る規律の確保が難しいという点があると考えられる。

質問 4： のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由

のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由として、本文書第 25 項から第 27 項に挙げた理由（E-1、F-1 から F-2、G-1 から G-2、H-1）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

- のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正について

(コメントなし)

- のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正について

コメント 4-1 (支持する理由：本表表示による情報の有用性と比較可能性の向上)

のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持する。財務諸表利用者にとって営業利益の有用性は極めて高く、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の「経営者が定義した業績指標 (MPM)」ではなく本表上で当該情報が提供されることに意義があると考えられる。また、営業利益からの調整項目をのれん償却費に限定することにより、調整の範囲が明確となり、情報の理解可能性が向上する。さらに、のれん償却前営業利益という共通の尺度を提示することで、日本基準適用企業のみならず、IFRS 及び米国基準適用企業との比較においても有用性が高まると考えられる。

コメント 4-2 (支持しない理由：純利益及び関連指標における問題未解消)

のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。財務諸表利用者にとって重要な利益指標は営業利益に限られず、純利益やそれを基礎とする指標 (例えば PER) も重要な判断材料である。のれん償却を継続したままのれん償却前営業利益を開示したとしても、純利益は引き続きのれん償却後の水準で算出されるため、のれんの影響により純利益が低く見え、PER が相対的に高く見えるという問題は解消されない。その結果、営業利益と純利益の間で異なる情報が提示されることとなり、企業価値評価において利用者に追加的な調整を求めることとなるため、情報の有用性が必ずしも高まるとはいえない。このように、表示の追加により情報の断片化が進む一方で、評価上の主要指標に係る問題は解決されないことから、本改正を支持しない。

コメント 4-3 (支持しない理由：「経営者が定義した業績指標 (MPM)」による開示の優位性)

のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。本来、当該指標は経営者が自社の業績を説明するために用いる補助的な業績指標であり、その開示の要否は企業の判断に委ねる

ことが適切である。現に、日本基準を適用する企業の中では、必要に応じて任意に開示されている例が多い。これを一律の強制開示とすることは、利用者にとって必ずしも重要でない企業にも開示を求める結果となり、情報の有用性に比して開示の負担が増加するおそれがある。この点については、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標（MPM）」にならない、企業の重要性に応じて注記として開示させる方が、コストと便益の観点に照らして合理的であり、国際的な整合性の確保にも資すると考える。

質問 5：単体財務諸表への影響

単体財務諸表への影響について、本文書第 33 項に挙げた影響（I-1 から I-3）以外の影響や観点が考えられる場合には、その影響等をお示し頂きたい。

（コメントなし）

質問 6：会計基準の開発範囲及び開発期間

会計基準の開発範囲及び開発期間について、本文書第 40 項及び第 44 項に挙げた影響（J-1 から J-2、K-1 から K-2）以外に影響や観点がある場合には、その影響等をお示し頂きたい。

（コメントなし）

以上